

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市公共施設等総合管理計画（基本方針編）	【目的】 公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化及び最適な施設保有量の実現を図るための計画策定 【内容】 ・公共施設等の現状及び将来の見通し ・公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ・用途別の管理に関する基本的な方針 【区分】 基本方針 【計画期間】 平成29年度～平成68年度（40年間） 【関係法令】 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請	ア 計画		
2					
3					
4					
5					
6					

記入方法

- 1 計画及び条例等の名称の欄には、重要な対象に該当するしないに関わらず、策定、制定を予定する計画、条例等を記入してください。
- 2 計画及び条例等の内容の欄には、何に基づき策定、制定するものなのか、内容は基本的な事項を定めるものなのか、具体的な事務事業を定めるものなのかを含め、具体的かつ詳細に記入してください。また、特に必要と認め、市民参画を実施する場合はその理由も記入してください。
- 3 重要の欄には、重要なものとして参画の対象に該当する項目をドロップダウンリストから選択し入力してください。なお、重要なものに該当しない場合は対象外を選択してください。
- 4 除外の欄には、対象から除外できるものに該当する項目をドロップダウンリストから選択し入力してください。なお、重要の欄で対象外を選択した場合には、この欄は空欄となります。

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	対象区分
花巻市公共施設等総合管理計画（基本方針編）	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化及び最適な施設保有量の実現を図るための計画策定 【内容】・公共施設等の現状及び将来の見通し・公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針・用途別の管理に関する基本的な方針 【区分】基本方針 【計画期間】平成29年度～平成68年度（40年間） 【関係法令】「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	ワークショップの実施
名 称	（仮称）花巻市まちの未来と公共施設について考える市民ワークショップ
時 期 及び 回 数	8月下旬から10月下旬まで 3回 （1回目は現状把握、2回目は基本方針・用途別の検討、3回目は計画への落とし込み）
方 法や 時 期を 選択した 理由	市民との対話による計画策定とするため、意見の出しやすい場の創出としてワークショップ方式を選択した。 計画策定段階で市民の意見を聴くために素案作成前の時期とした。
対象者 （対象 地域）	幅広い年代を対象とする。10～20代、30代、40代、50代以上と年齢区分を設けて募集を行う。 対象者数は40人とする。
周知方法 及び 時 期	リーフレットを作成して年齢区分及び地域バランスを考慮し、団体等に推薦を依頼する。また、ワークショップを公開で行うため、開催日時を広報はなまき8月15日号に掲載する。 参加者募集は7月から8月下旬まで

方法②	パブリックコメントの実施
名 称	公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント
時 期 及び 回 数	1月上旬から2月上旬（1カ月間） 1回
方 法や 時 期を 選択した 理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。 意見聴取後に計画に反映できる時期とした。
対象者 （対象 地域）	全市民を対象とする。
周知方法 及び 時 期	広報はなまき12月15日号に掲載するとともに、市HPに掲載する。 計画（案）を当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センターに備え付ける。

方法③	意見交換会の開催 その他適当と判断される方法
名 称	公共施設等総合管理計画（案）の市民説明会 関係団体等からの意見聴取
時 期 及び 回 数	1月上旬から2月中旬 4回
方 法や 時 期を 選択した 理由	地域単位で説明会を開催し、地域から意見聴取する機会を選択した。 意見聴取後に計画に反映できる時期とした。
対象者 (対象 地域)	各地域協議会（花巻地域・大迫地域・石鳥谷地域・東和地域）各1回
周知方法 及び 時 期	開催予定日の2週間以上前までに郵送等により通知する。 資料の事前配布

方法④	
名 称	
時 期 及び 回 数	
方 法や 時 期を 選択した 理由	
対象者 (対象 地域)	
周知方法 及び 時 期	

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策 定 等		●→→→→→ 計画のたたき台の作成				●→→→→→ 素案の作成（ワークショップと並行）			●→→→→→ 素案の修正			●→→→→→ 計画(案)の修正	●公表	
									●議員説明	●議員説明			●議員説明	
方 法 ①				●→→→→→ ワークショップ準備 参加者募集	●→→→→→ ワークショップの実施(3回)			●→→→→→ 意見交換会						
方 法 ②										●→ 広報・HPにより周知	●→→→→→ 実施	●→→→→→ 意見の整理	●公表	
方 法 ③										●→→ 通知	●→→→→→ 実施	●→→→→→ 意見の整理		

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
☒ 適切である ☐ 検討の余地あり	☐ 方 法 ☐ 時 期 ☐ 対象者(対象地域) ☐ 周知方法 ☐ 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由 方法①ワークショップ参加者募集の周知期間が短いため
☐ 適切である ☒ 検討の余地あり	☐ 方 法 ☐ 時 期 ☐ 対象者(対象地域) ☒ 周知方法 ☒ 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由

反映しなかった内容とその理由

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市市税条例の一部を改正する条例	【目的】 所得税法等の一部改正、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【内容】 (1) 地方税において、日台間（日本と台湾）で支払われた配当等に係る所得を分離課税とするもの 【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成28年9月定例会 ② 施行日 平成29年1月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 所得税法等の一部を改正する法律、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令 ② 法令改正施行日 平成28年3月31日（平成28年5月25日）	工 義 務 権 利	ウ 法 令 の 規 定	所得税法等の一部を改正する法律、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
2	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	【目的】 所得税法等の一部改正、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【内容】 (1) 国保税において、日台間（日本と台湾）で支払われる分離課税される配当等の額を国保税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの 【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成28年9月定例会 ② 施行日 平成29年1月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 所得税法等の一部を改正する法律、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正 ② 法令改正施行日 平成28年3月31日（平成28年5月25日）	工 義 務 権 利	ウ 法 令 の 規 定	所得税法等の一部を改正する法律、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
3	花巻市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例	【目的】 第6次地方分権一括法の制定による工場立地法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。 【内容】 現行、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から町村に移譲する。 【議会及び施行日】 ① 議会提案 平成28年9月議会 ② 施行日 平成29年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ① 名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法） ② 法令改正施行日 平成29年4月1日	対 象 外		第6次地方分権一括法の制定による工場立地法の一部改正に伴い、現行、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限が都道府県から町村に移譲されたことによること。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法が改正されたことに伴い、条例の改正を行う。 【内容】 地域密着型通所介護に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参酌して規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年12月定例会 ②施行日 公布の日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（介護保険法の改正） ②法令改正施行日 平成28年4月1日（1年間の経過措置）	対象外		地域密着型通所介護に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参酌して制定する条例であり、市政に関する基本方針を定める条例及び市民に義務を課し又は市民の権利を制限することを内容とする条例のいずれにも該当しないため。
5	花巻市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法が改正されたことに伴い、条例の改正を行う。 【内容】 介護予防認知症対応型通所介護に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参酌して規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年12月定例会 ②施行日 公布の日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（介護保険法の改正） ②法令改正施行日 平成28年4月1日	対象外		介護予防認知症対応型通所介護に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い又は基準を参酌して制定する条例であり、市政に関する基本方針を定める条例及び市民に義務を課し又は市民の権利を制限することを内容とする条例のいずれにも該当しないため。
6	花巻市国営土地改良事業負担金徴収条例を改正する条例	【目的】 国による農家負担金軽減支援対策事業が継続されることから、所要の改正を行う。 【内容】 経営安定対策基盤整備緊急支援事業の継続に伴い、徴収する受益者負担金の軽減の特例措置期間を平成28年度まで延長する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年9月定例会 ②施行日 公布の日	工 義務 権利	ウ 法令 の規定	負担金の額を本則に定める金額以下とする特例措置期間の延長に伴い所要の改正をするものであるため。